

新・群馬県総合計画策定懇談会設置要綱

(目的)

第1条 第16次群馬県総合計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、各分野における最新の知識や優れた知見を持った有識者から意見を聴くことを目的として、新・群馬県総合計画策定懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について、専門的及び総合的な立場から意見を述べる。

- (1) 概ね20年後（2040年）を見据えて県が策定するビジョンに関すること。
- (2) 重点的に取り組む具体的な政策を体系化した基本計画に関すること。

(設置期間)

第3条 懇談会の設置期間は、令和元年10月10日から、計画が策定（群馬県議会にて計画が議決）される日までとする。

(構成員)

第4条 懇談会は、12名以内とし、次に掲げる分野における最新の知識や優れた知見を持った県内外の有識者で構成する。

- (1) 地方創生
- (2) IT
- (3) 教育
- (4) 健康長寿
- (5) 建築デザイン
- (6) 総合計画
- (7) ジェンダーポリティックス・国際政治学
- (8) 商工業
- (9) 現代の若者
- (10) 女性経営者
- (11) 科学教育
- (12) 農業・国際交流

(会議)

第5条 懇談会は、必要に応じて知事が招集し、会を運営する。

- 2 懇談会を欠席する構成員は、当該会議に付議する事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 3 知事が必要と認めるときは、構成員以外の者に懇談会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、知事戦略部戦略企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、懇談会に関し、必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。